

2014年8月17日 予稿

別紙1

行政機関（会計検査院）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月7日

別紙1

行政機関（環境省） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月7日

別紙1

行政機関（総務省） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

行政機関（公害等調整委員会） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（消防庁） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

2014年8月7日

別紙1

行政機関（特定個人情報保護委員会） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	なし
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	なし

2014年8月8日

行政機関（防衛省）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

【防衛省回答】

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密を特別管理秘密に相当するものとして取り扱うこととしており、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していない。

2014年8月8日

別紙1

行政機関（文部科学省） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	有

別紙1

行政機関（文化庁） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月8日

別紙1

行政機関（公安調査庁） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密に指定している事項の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

2014年8月8日

別紙1

行政機関（国家安全保障会議） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（内閣官房【国家安全保障局】）← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

2014年8月11日

別紙1

行政機関（財務省） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（国税庁） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月11日

別紙1

行政機関（原子力規制委員会）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

× 原子力防災会議についても×と回答

2014年8月11日

別紙1

行政機関（宮内庁）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

2014年8月11日

別紙1

行政機関（内閣府） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

2014年8月11日

別紙1

行政機関（復興庁）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月12日

人事院

質問事項	回答
平成 26 年 6 月 30 日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成 26 年 6 月 30 日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月12日 副長官補室 →

別紙1

行政機関（中心市街地活性化本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（地球温暖化対策推進本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（都市再生本部）

質問事項	回答
平成 26 年 6 月 30 日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成 26 年 6 月 30 日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（知的財産戦略本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（構造改革特別区域推進本部）

質問事項	回答
平成 26 年 6 月 30 日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成 26 年 6 月 30 日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

別紙 1

行政機関（地域再生本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（郵政民営化推進本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（道州制特別区域推進本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（総合海洋政策本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（宇宙開発戦略本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（総合特別区域推進本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（国土強靭化推進本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（社会保障制度改革推進本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

## 行政機関（社会保障制度改革推進会議）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（水循環政策本部）

質問事項	回答
平成 26 年 6 月 30 日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成 26 年 6 月 30 日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

別紙 1

行政機関（健康・医療戦略推進本部）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（内閣官房内閣官房副長官補室（内政・外政））

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

無題

【機 2】FW: 【特定秘密保護法関係】行政機関の長が定める規程の照会について

鈴木 南 [REDACTED]

送信日時: 2014年8月12日 20:07

宛先: 内調職員107 (内閣情報調査室)

CC: 大泉 玄之助; 北島 美雪; 工島 洋成; 尾原 知明

内閣官房特定秘密保護法施行準備室 [REDACTED]様

お世話になっております。

消費者庁の鈴木と申します。

標記の件につきまして、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）の内容を確認いたしましたが、当庁として運用が困難な規定は特段見当たりませんでした。

何卒宜しくお願ひ致します。

\*\*\*\*\*

消費者庁 総務課 組織係・総括係 鈴木 南

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー5階

TEL : 03-3507-8800 (内線 : [REDACTED])

(直通)

FAX :

E-mail :

\*\*\*\*\*

2014年8月13日

別紙1

行政機関（公正取引委員会） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	なし
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	なし

2014年8月13日

別紙1

行政機関（海上保安庁）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有（2件）
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

2014年8月13日

別紙1

行政機関（内閣法制局） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月13日

別紙1

行政機関（法務省）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

行政機関（公安審査委員会）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（検察庁）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月14日

別紙1

行政機関（国土交通省）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（観光庁）

質問事項	回答
平成 26 年 6 月 30 日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成 26 年 6 月 30 日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（気象庁）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

別紙 1

行政機関（運輸安全委員会）

質問事項	回答
平成 26 年 6 月 30 日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成 26 年 6 月 30 日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月14日

別紙1

行政機関（農林水産省）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（水産庁）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（林野庁）

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

2014年8月14日

別紙1

行政機関（厚生労働省） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	—

中東呼吸器症候群会議

行政機関（厚生労働省） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	—

2014年8月14日

別紙1

行政機関（金融庁） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

**Re: 特別管理秘密の指定状況の照会について**

送信日時: 2014年8月14日 19:07  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内閣情報調査室 [REDACTED] 様

お世話になっております。警備企画課の [REDACTED] です。

標記の照会については、

国家公安委員会 . . . 指定は無し（過去も含めて）  
警察庁 . . . 指定はあり

です。

回答が遅れすみませんでした。

よろしくお願ひいたします。

-----  
警察庁警備局警備企画課企画係

[REDACTED]  
03-3581-0141 (内線 [REDACTED])

-----作成者: [REDACTED] -----

宛先: [REDACTED]

送信元: [REDACTED]

日付: 2014/08/07 12:46PM

件名: 特別管理秘密の指定状況の照会について

各府省庁担当者様

お世話になっています。

特別管理秘密の指定の状況について別添のとおり照会しますのでご対応のほどよろしくお願ひします。

先日は内調から保有状況について照会させていただきましたが、度重なる照会で恐縮ですが、今回は指定状況について照会させていただきます。

当室において施行準備を進めているところですが、対外説明時に特別管理秘密の状況についても聞かれることがあり、「特定秘密とは要件が異なるから把握していない」と回答することは困難な状況です。また、CI推進会議に向けての資料と同じ6月30日時点としましたが、CI推進会議とは対外公表を前提としていない点や府省と外局を合わせて集計している点で異なっております。

担当者の方には以上のことともおくみとりいただき対応いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

2014年8月17日

別紙1

行政機関（経済産業省） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

行政機関（資源エネルギー庁） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

行政機関（中小企業庁） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	無
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	無

行政機関（特許庁） ← 本法上の行政機関単位でご回答をお願いします。

質問事項	回答
平成26年6月30日現在の特別管理秘密の指定の有無	有
平成26年6月30日現在に特別管理秘密の指定をしていない場合、過去に指定したことがあるかの有無	

## 內閣官房特定秘密保護法施行準備室

平成26年8月22日

各府省庁担当者 殿

## モデル規程案(草案)の事前照会について

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）第12条第1項の規定により行政機関の長が定める規程のモデル（以下「モデル規程」という。）につきまして、現在その作成作業の参考とさせていただくため種々照会させて頂いているところですが、今般当該モデル規程の草案を作成いたしました。

本モデル規程案（草案）については、政府部内における情報共有の一層の促進のため、法第6条に基づく各行政機関の協議が円滑になされるよう施行令案第17条に規定する特定秘密の提供に際しての協議事項を中心に規定することを基本的な考え方として作成しております。

今回の照会は、関係省庁の御意見を前広に伺うための事前照会との位置づけであり、正式な協議は後日改めてさせていただきますが、現時点で何かお気づきの点があれば御指摘いただきたく思います。

つきましてはモデル規程案（草案）（別紙参照）を御確認の上、御意見がございましたら  
8月29日（金）午後5時までに下記の担当者宛に送付いただければと思います。

お忙しいところ度々の照会となり誠に恐縮ですが、何とぞよろしくお願ひいたします。

(連絡先 : [REDACTED] 担当

## (別紙1) モデル規程案（草案）

(別紙2) 様式：特定秘密指定管理簿案

(別紙3) 様式：特定秘密文書等管理簿（「簿冊」）案

#### (別紙4) 参考・特定秘密の保護に関する法律施行令案

平成26年8月22日現在

## モデル規程案（草案）

### （特定秘密指定管理簿の様式等）

**第1条** 特定秘密指定管理簿の様式は、別記第●号様式のとおりとする。

2 特定秘密指定管理簿は、●●が管理するものとする。

### （特定秘密の表示の方法）

**第2条** 特定秘密表示（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第●号。以下「令」という。）第17条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を付すること。  
この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
  - (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。
  - (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を付すること。  
この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 2 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製したときは、前項の表示をすることを要しない。
- 3 第1項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、特定秘密表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を、その見やすい箇所に赤色（やむを得ない場合には、他の色）で同項各号と同様の方法でするものとする。  
ただし、やむを得ない場合は、他の箇所にすることができる。
- 4 前項の場合において、当該外国の政府等を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。

### （通知の方法）

**第3条** 法第3条第2項第2号に規定する通知（令第17条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び

指定に係る特定秘密の概要を記載した書面により行うものとする。

- 2 前項の通知に当たっては、当該特定秘密である情報を取り扱う者に同項の書面を供覧させるものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめなければならない。

#### (特定秘密表示の抹消)

**第4条** 特定秘密表示の抹消は、次に掲げる方法によりするものとする。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色（これにより難い場合は、他の色とする。）の二重線を付すことその他これに準ずる方法
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようする方法
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色（これにより難い場合は、他の色とする。）の二重線を付すことその他これに準ずる方法

#### (指定の有効期間の満了に伴う措置)

**第5条** 指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を付すること。
  - (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。
  - (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を付すること。
- 2 指定の有効期間の満了に伴う通知は、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面により行うものとする。第3条第2項の規定は、この場合に準用する。

#### (指定の有効期間の延長に伴う通知)

**第6条** 指定の有効期間の延長に伴う通知は、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面により行うものとする。第3条第2項の規定はこの場合に準用する。

#### (指定の解除に伴う措置)

**第7条** 第5条第1項の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。2 指定の解除に伴う通知は、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面により行うものとする。第3条第2項の規定は、この場合に準用する。

(特定秘密管理者)

**第8条** 特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、●●とする。

2 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

(保全教育)

**第9条** 特定秘密管理者は、職員に対し、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、特定秘密の取扱いを行う者が少なくとも年1回受講することができるよう実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 新たに特定秘密の取扱いを行うこととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第1項の教育を受講させるように努めなければならない。

4 第1項の教育は、法第11条各号に規定する者も受講しなければならない。

(職員の範囲の制限)

**第10条** 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定は、係単位、職員個人単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめなければならない。

(立入禁止)

**第11条** 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。

2 前項の規定により立入りが禁止された場合、特定秘密管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 立入禁止の掲示のある場所には、特定秘密管理者の許可を受けた者でなければ立ち入らせてはならない。

(機器持込み制限)

**第12条** 特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止

するものとする。

- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
  - (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）
  - (3) 特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
  - (4) 特定秘密文書等を保管する保管施設
- 2 前項の規定により、機器持込みを禁止した場合、特定秘密管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の規定による掲示のある場所には、保全責任者の許可を受けた者及び携帯型情報通信・記録機器でなければ機器持込みをさせてはならない。

#### （特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

**第13条** 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密を取り扱う者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたもので取り扱うものとする。

- 2 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の電磁的記録媒体への書き出しログ又は印刷ログを保存するよう努めるものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「●●省情報セキュリティポリシー」を厳格に適用するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項を踏まえた適切な対応をとるものとする。
- 4 特定秘密の取扱いに従事する職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体に記録する場合は、パスワード設定、暗号による秘匿措置等の保護措置を講じなければならない。ただし、当該秘匿措置を講じることにより職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、特定秘密管理者がやむを得ないと認める場合に限り、当該秘匿措置を講じることなく特定秘密である情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体に記録することができる。

#### （特定秘密文書等の取扱いを管理する簿冊）

**第14条** 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の取扱いを管理するための簿冊（以下単に「簿冊」という。）を備えるものとする。

- 2 簿冊の様式は、別記第●号様式のとおりとする。

#### （簿冊への登載）

**第15条** 保全責任者は、その保管する特定秘密文書等について、作成、交付、回収、受領、返却、廃棄若しくは移管が行われたとき又はそれに記録されている特定秘密の指定の有効期間が満了したとき若しくは当該指定が解除されたときは、簿冊に必要な事

項を登載するものとする。

#### (作成)

**第16条** 特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。以下同じ。）をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめなければならない。

#### (運搬の方法)

**第17条** 特定秘密文書等を運搬するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行するものとする。

2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の定めるところによる。

#### (交付及び伝達の承認)

**第18条** 特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得なければならない。

2 特定秘密文書等を交付する者は、当該特定秘密文書等を返却させる場合には、特定秘密管理者の指示を受け当該特定秘密文書等の返却の時期を明示するものとする。

#### (交付の方法)

**第19条** 特定秘密文書等を交付するときは、受領証又は簿冊に、名あて人若しくはその指定した職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。）の受領の認印を徵するものとする。

2 特定秘密文書等は、郵送により交付してはならない。ただし、特定秘密管理者が、特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、これを郵便法（昭和22年法律第165号）第45条第1項に規定する書留とした同法第20条第1項各号に規定する第1種郵便物として郵送することができる。

#### (文書及び図画の封かん等)

**第20条** 特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんしなければならない。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

#### (物件の包装等)

**第21条** 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、前条の規定を準用するほか、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講じなければならない。

#### (電気通信による交付)

**第22条** 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電気通信の方法により交付するときは、暗号化等必要な措置を講ずるものとする。インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての伝達はしてはならない。

(文書等の接受)

**第23条** 封かんされている特定秘密文書等は、名あて人又はその指定した職員（法第11条に規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。）でなければ開封してはならない。

(特定秘密文書等の保管容器)

**第24条** 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤かぎのかかる金庫等施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管しなければならない。

- 2 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に保管するときは、パスワード設定、暗号による秘匿措置等の保護措置を講ずるとともに、当該電子計算機又は可搬記憶媒体の盗難、紛失等を防止するために必要な物理的措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定によることができないときは、特定秘密管理者の定めるところによる。

(特定秘密の保護のための施設設備)

**第25条** 特定秘密管理者は、前条に定めるものほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講じるものとする。

(廃棄)

**第26条** 特定秘密文書等（物件を除く。）の廃棄に当たっては、公文書管理法第8条に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、特定秘密管理者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

- 2 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、特定秘密管理者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

(伝達の方法)

**第27条** 特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号による秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、略号を用いるなど特定秘密の保護について必要な

措置を講じなければならない。

- 4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗見の防止に努めなければならない。

#### (外国の政府等から得た情報の外部への交付及び伝達)

**第28条** 特定秘密である情報のうち外国の政府等から提供を受けた情報については、当該外国の政府等の事前の同意を得なければ、第三国に当該情報を記録した文書等を交付し、又は当該情報を伝達してはならない。

#### (定期検査及び臨時検査)

**第29条** 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施しなければならない。

- 2 特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。
- 3 前2項の検査は、特定秘密管理者が指名する職員に行わせるものとする。
- 4 第1項及び第2項の検査は、簿冊の記録と実際に保管されている特定秘密文書等を突合するほか、本規程に規定された措置が確実に行われているか否かの確認を中心に行うものとする。

#### (緊急事態に際しての廃棄)

**第30条** 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、第26条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ●●大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を●●大臣に報告するものとする。
- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、令第12条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、●●大臣に報告するものとする。
- 4 特定秘密管理者は、前項に規定する事項を内閣保全監視委員会（仮称）及び内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

#### (紛失時等の措置)

**第31条** 特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置が講じられなければならない。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告しなければならない。
- (2) 前号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを●●大臣に報告するとともに、当該事故に係る特定秘密が外国の政府等から提供を受けたものであるときは、これを当該外国の政府等へ通知しなければならない。

2 特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その旨を●●大臣に報告しなければならない。

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

**第32条** 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

(国際約束に従って提供された情報である特定秘密の取り扱い)

**第33条** 前条までに定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密については、当該情報を当該国際約束の規定に従って取り扱うものとする。

特定秘密文書管理等簿

作成所屬：

特定秘密文書等管理簿

作成所屬：

2014/8/27

別紙 1

運用が困難な規定 (訓令上の条項を記載)	運用が困難な理由
第9条／第11条	当省は、[REDACTED] 然るべき保護措置を講じた上で、特定秘密を取り扱うことを想定しているところ、立入禁止の対象が「外部からの来訪者」とされる場合は大きな支障はないが、「特定秘密取扱者以外の職員」も含む規程となる場合は執務に重大な支障を來し得る。
第12条	上記のとおり、当省は、[REDACTED] 特定秘密の取扱いを想定しているところ、携帯型機器の持込みが禁止される場合、緊急連絡を含む通常の執務の遂行に支障を來し得る。「職務上の上級者の許可」を受けることにより一部の者が持込み可能になるとしても、そうでない者が機器を保管する場所（あるいは、外部からの連絡を転送するシステム）が必要となり、スペース及び予算の確保に困難を生じ得る。
第13条	当省は、[REDACTED] 「可搬」記憶媒体への格納が義務づけられると、[REDACTED] 支障が生じ得る。
第16条／第43条	特定秘密が要件を欠くに至った場合、また、廃棄された場合の取扱いについて規定しておく必要がある（管理簿にその旨記録するなど）。
第32条	当省は、[REDACTED] したがって、「簿冊」に「認印」という方法が必ずしも馴染まない場合がある。
第37条	当省は、原則カード式キャビネ（キャビネ毎のカードキー

と [REDACTED] で解錠) に保管することを想定している。

当該キャビネはシステムで管理し、解錠の記録が残る形となつており、保秘の観点から有益と考えている。

第40条の2

当省は、  
[REDACTED]

これを「閲覧簿」

に代わるものとして読み込める規定ぶりとして頂きたい。

2014/8/28

別紙1

運用が困難な規定 (訓令上の条項を記載)	運用が困難な理由
第3条	<p>「防衛秘密管理者」は「防衛秘密の取扱いの業務を管理する者」(自衛隊法施行令第113条の6)ですが、「特定秘密管理者」は「特定秘密の保護に関する業務を管理する者」(特定秘密の保護に関する法律施行令案第12条第1項第1号)であり、管理する業務の内容が異なるため、「防衛秘密管理者補」が「防衛秘密管理者の防衛秘密の取扱いの業務を補助する」という規定(訓令第3条)の部分は「特定秘密管理者補」が「特定秘密管理者の特定秘密の保護に関する業務を補助する」という規定になるのでしょうか。</p> <p>なお、当省の「特定秘密管理者」は、特定秘密の“取扱い”的業務(特定秘密の保護に関する法律第11条)を行わず、適性評価も受けない予定です。</p> <p>「防衛秘密管理者補」(訓令第3条)・「特定秘密管理者補」は特定秘密を保有しない部局等においても、必ず置かなければならないのでしょうか。あらゆる部局等が特定秘密を保有しているわけではないため、「特定秘密管理者補」は、必要に応じて置くことができるようにしておけばよいのではないかでしょうか。</p>
第19条	<p>防衛政策局長は、防衛省以外の行政機関では、どのような職に当たるものなのでしょうか。</p> <p>小規模な行政機関では、複数の部局等がないことから(例えば、公害等調整委員会は事務局1つのみ)、防衛政策局長</p>

	<p>に当たる職と「特定秘密管理者」が同じ職になる場合があるため、「防衛秘密管理簿」・「特定秘密指定管理簿」（特定秘密の保護に関する法律施行令案第4条）に加えて、「防衛秘密記録簿」・「特定秘密記録簿」を作成する必要性はないと思われます。</p>
第48条	<p>契約業者の適合性の審査を行う者を「契約担当官等」に限定しないでいただきたい。</p> <p>契約業者の適合性の審査は、特定秘密の取扱いの業務を行う課室等でも行うことができるところから、「契約担当官等」に行わせなければならないわけではないため。</p>
第49条第3項、 第51条	<p>契約業者に対して、特定秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は伝達すべき特定秘密を伝達する者を「契約担当官等」に限定しないでいただきたい。</p> <p>当該交付又は当該伝達は、特定秘密の取扱いの業務を行う課室等から、直接、契約業者に対して、行えれば足りることから、「契約担当官等」を経由させる必要性はないため。</p>

26.8.28

防衛省

内閣官房特定秘密保護法施行準備室担当者 殿

### モデル規程案(草案)の事前照会に対する意見について

平成26年8月22日付で事前照会のありました標記について、次のとおり意見提出をいたします。

#### 1 全般

特定秘密保護法の附則の規定により、防衛秘密として指定した事項が特定秘密に移行することとなるため、施行日前には保護措置の徹底を図る必要があります。特に、全国各地に所在する自衛隊の部隊等においても多くの防衛秘密を取り扱っており、早期の規程の整備が必要であると考えています。また、現に防衛秘密として指定した情報についての有効期間の設定や特定秘密に移行する情報が記録された文書等の公文書管理法の適用に係る作業も行わなければなりません。

そのため、貴室からお示しされるモデル規程については、早々に整備して頂く必要があると考えています。今後のモデル規程の整備に向けたスケジュールと、モデル規程の大幅な変更（他の行政機関、適合事業者、外国政府等、公益上の取扱者への提供等の手続き規定の追加など）の可能性についてご教示下さい。

#### 2 各論

##### (1) 第1条関係

ア 特定秘密の指定に関する規定については、「特定秘密指定管理簿」についてのみがモデル規程として示されていますが、他の指定手続きについては、モデル規程において特段の定めを置かず、各行政機関において検討し、規則整備を行うという理解で良いかご教示下さい。

イ 特定秘密保護法において、特定秘密の指定をした際にこれを取扱う職員の範囲を決定することとされ、また、運用基準において、指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を「特定秘密指定管理簿」に記載することとされています。特定秘密の取扱いの業務に関しては、特定秘密の指定後に、組織改編や所掌事務範囲の変更なども考えられるため、「特定秘密指定管理簿」に記載する特定秘密管理者の官職の追加・削除・改正等を可能とする様式及び記載要領をご検討頂きますようお願いします。

ウ 様式中「有効期間」の欄についてですが、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密を把握する必要があると考えられるため、指定をした年月日からの通算の有効期間を記載できるよう「特定秘密指定管理簿」の様式及び記載要領をご検討頂きますようお願いします。

(2) 第8条関係

特定秘密の保護に関する業務を補助する者として「保全責任者」を指名する規定が置かれていますが、「保全責任者」の職務の範囲が不明確であるため、これを明確化するための規定が必要であると考えます。なお、「保全責任者」に充てる者として想定されている職があれば、併せてご教示頂きますようお願いします。

(3) 第9条関係

先般、パブリック・コメントに係る修正に対する意見においても提出しましたが、自らの行政機関の職員以外に対する教育は実施困難です。この点、修正をお願いします。

(4) 第11条から第13条まで関係

立入禁止、機器持込み制限及び電子計算機の使用の制限等については、業務の実施状況等を考慮して、必要な措置を講じる必要があると考えています。防衛省においては、先にも述べたとおり、全国各地に所在する自衛隊の部隊等も存在するため、特定秘密管理者の補助者に一定の権限を与えなければ、円滑な業務遂行が困難となります（第8条の「保全責任者」のみでカバーできるか不明）。当省で定める規則において、実情を踏まえた一定の委任規定を置くことは許容されていると考えますが、この点について見解をお示し下さい。

(5) 第14条関係

特定秘密文書等を管理するための簿冊の様式が示されていますが、防衛省においては膨大な量の文書等が存在し、公文書管理法を適用させるための作業も必要であることから、さらなる業務の負担を生じさせるモデル規程の受入れは困難です。管理のための簿冊の様式は、それぞれの行政機関で定めることとした上で、一例として様式をお示しされる等の規定に修正をして頂きますようお願いします。

（以上）

26. 8. 29

防衛省

内閣官房特定秘密保護法施行準備室担当者 殿

**モデル規程案(草案)の事前照会に対する意見について**

平成26年8月22日付で事前照会のありました標記について、次のとおり追加の意見提出をいたします。

1 全般

特定秘密保護法、施行令（素案）等において適合事業者に関する規定はあり、法令を実施するために行政機関の長が定める規程にも適合事業者（契約手続を含む）との手続について記載されるものと考えています。

このため、モデル規程にも当該手続について記載し、各行政機関の長が定める規程の指針となるものを示し、政府として制度の統一的な運用を図るべきであると考えます。

(以上)

2014/8/29

【国土交通省】

別紙 1

運用が困難な規定 (訓令上の条項を記載)	運用が困難な理由
全体	<p>今回の依頼および政令案等の照会に共通するが、「特定秘密を指定する省庁（防衛省等）」と「特定秘密を指定しないが受け取る省庁（国交省等）」とが行うべき措置の区別が曖昧なままであると見受けられる。</p> <p>モデル規程についても、特定秘密を指定する省庁と、それらの省庁から協議を受ける省庁とでは、確認すべき条項が違ってくるのではないか思われるため、準備室において、指定を行う省庁の規程にだけ盛り込むべき規定がどの部分で、受け取るだけの省庁の規程に盛り込むべき規定がどの部分と考えているのか、ご教示いただきたい。</p>
第3条～第6条	<p>運用が困難という訳ではないが運用の明確化のための意見を提出する。</p> <p>秘密管理者補、秘密保全責任者及び秘密保全責任者の補助者について、取扱い業務に従事する者との関係が記載されていないが、規定が曖昧とならないか（他の類似規程では、例えば、「秘密管理者は、秘密管理者補を、部下職員のうち秘密取扱適格者の中から指定する。秘密管理者補は、部下職員のうち秘密取扱適格者の中から秘密保全責任者を指定する。」等、これらの関係が記載されていることがある）。あるいは、秘密管理者補、秘密保全責任者は、必ずしも秘密取扱適格者の中から指定する必要はないということで、あえて規定する必要はない整理していると解して良いのか。また、秘密管理者自身が秘密取扱適格者がなければならぬかどうかは、本規定及び類似の規定を含めて記載されていないことが通常のようであるが、例えば、秘密管理者自</p>

	<p>身が、直接、秘密を取り扱う必要がない（かつ秘密を指定することもない）ときは、必ずしも秘密取扱適格者として確認を受ける必要はなくとも良いということか。</p>
第9条、11条	<p>「(第9条) 防衛秘密の保護上必要があるとき」及び「(第11条) 許可を受けた者」に関し、運用にあたっては以下の事項の検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ課内に部門の異なるセクションがあり、課内全ての職員を取扱者には指定しない場合</li> <li>・秘密の取扱いが想定される一方、同時に窓口課でもあり、来客対応が必要となる場合</li> <li>・派遣職員等が執務している場合</li> </ul>
第9条、第10条、第11条	<p>電子錠等立ち入りの制限を行うための設備を持っていない部署がほとんどであり、新たに秘密保全に必要な環境を整備しなければならず、多大な費用がかかつてしまうため、困難。</p> <p>※特定秘密を扱う可能性のある課と他課の執務室が同じである場合には、レイアウト変更等大がかりな対応も想定される。</p>
第12条	<p>「日常的に防衛秘密を取り扱う執務室」への機器の持ち込みを禁止するとあるが、特定秘密を取り扱う機器を設置している課等が日常的に特定秘密を取り扱う執務室と解釈され、当該課等への電子機器の持ち込みが制限された場合、当該課等で使用している官給の携帯電話（緊急連絡等に使用）の運用が制限される。</p> <p>また、持ち込み禁止に対応する措置として、取扱いを行う全ての区画の外側に機器保管用ロッカーを設置する等の措置が必要となり、準備が整うまで運用は困難。</p> <p>このほか、特定秘密を扱う可能性のある課と他課の執務室が同じであり人の出入りが多い場合があるため、持込み制限の徹底は困難。</p>

第13条第2項	特定秘密に係る電子計算機情報が可搬型記憶媒体にのみしか格納できない場合、運用にあたっては、記憶媒体の手配等所要の準備が整うまで運用は困難。
第29条	<p>「防衛大臣の承認を受けなければならぬ。」とされているが、交付及び伝達を行うごとに大臣の承認を受けなければならないということか。</p> <p>また、「法第96条の2第3項に規定する場合のほか、」とされているが、これは法第96条の2第3項に規定する場合も含め、大臣の承認を受けなければならぬと解釈するのか。</p>
第13条第3項 第30条第2項 第30条第3項	格納、伝達にあたり、暗号化機器等が新たに必要となる場合、それらの準備が整うまで運用は困難。
第30条第2項、第3項	伝達にあたっては所定の暗号を用いることとされているが、暗号使用の実績・ノウハウ等が無いため。暗号使用を義務づけるのであれば、事前に設備整備や使用方法等について十分な情報提供・指導等が必要。
第37条	<p>通常使用している事務用のロッカー（例えば、別紙の製品。鉄製で施錠可能。）も特定秘密に当たる文書を保管して良い保管容器に含まれるのか。</p> <p>含まれないとすれば、「三段式文字盤かぎのかかる金庫又は鋼鉄製の箱」に保管とあるのは、新たに購入しなくてはならず、多大な費用がかかってしまうため困難。</p>
第49条	<p>「契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、」とは、契約業者と契約を締結するごとにということか。その場合、「防衛大臣に申請しなければならない。」とされているが、個別の契約ごとに大臣に申請しなければならないのか。</p> <p>また、一度申請した契約業者が再び契約を締結する際に</p>

| も、再度大臣への申請は必要になるのか。

運用が困難な規定 (訓令上の条項を記載)	運用が困難な理由
第8条	<p>防衛省においては、訓令第8条において、広く職員に対して保全教育を実施することとされているところ、保全教育の実施対象は、秘密の内容、所在及び管理方法等の保護のためにも、特定秘密の取扱いの業務を行う者に限ることが相当であり、所掌事務に鑑み、およそ特定秘密の取扱いの業務を行う見込みがない者も含め全ての職員に対して保全教育を実施することは、理由に乏しいと言わざるを得ない。</p> <p>なお、保全教育に係る資料・DVD等について、政府統一の教材が作成配布されることが相当と考える。</p>
第12条	<p>専用保管施設の設置は困難と思料され、執務室内で保管することとなるところ、当該執務室で勤務する関係のない職員を含めた職員全員の携帯電話持込みが禁止されることとならないよう、携帯電話持込み禁止の範囲については、各省の事情に応じ、必要最低限に限られるべき。</p>
第13条	<p>訓令第13条第1項においては、管理者補が認めた情報システム以外の情報システムで秘密の取扱いが禁止されているものであるが、管理者補が許容すべき情報システムの規格、能力、条件によっては、直ちに対処することが困難な場合を考えられる。</p> <p>また、同条第3項においては、秘密情報を可搬記録媒体に格納するときの条件として暗号による秘匿措置を必須と規定しているものであるが、以下第30条第2項及び第3項に係る考え方同様に、対処困難である。</p>
第25条	<p>法務省特別管理秘密規程第9条では、「秘密文書を作成した者は、その旨を速やかに管理責任者に報告する」旨規定</p>

	<p>されていることに対し、訓令第25条では、「秘密に係る文書を作成するときは、あらかじめ防衛秘密管理者又は防衛秘密管理者補の承認を得るとともに、防衛秘密管理者補の立会いのもとに行わなければならない」旨規定され、秘密文書作成に係る取扱いが大きく異なることから、その実効性を検討する必要がある。</p>
第30条	<p>訓令第30条第2項において、「防衛秘密を電気通信により伝達するときは、所定の暗号によらなければならぬ」旨とされ、同条第3項においては、「防衛秘密を電話により伝達するときは、所定の暗号によらなければならぬ」旨とされ、同条第4項においては、「防衛秘密管理者補の許可を受けて防衛秘密を電話により伝達するときは、略号を用いる等必要な措置を講じなければならない」旨とされている。</p> <p>暗号が、秘密内容を一定の規則に従って組み替え、その受信者が同じく一定の規則に従って内容を復元して解読する手法を言うものであれば、暗号に係る政府共通の規則及び設備等が整備されることが前提とされなければ、対処困難と言わざるを得ない。</p> <p>また、略号が、秘密の内容を一定の規則に従って記号で表す手法を言うものであれば、略号に係る政府共通の規則及び設備等が整備されることが前提とされなければ、対処困難と言わざるを得ない。</p>
第37条、第38条	<p>訓令第36条の規定により、保全責任者が秘密を保管するとき、訓令第37条に規定される「三段式文字盤かぎのかかる金庫又は鋼鉄製の箱」及び訓令第38条に規定される「保管のための施設設備」について、いずれも、その求められる防諜性、機密性、厳重性、堅牢性、耐火性、独立密室性、対衝撃性、耐震性等の程度に応じ、対処困難な場合が想定される。なお、これらの施設設備等の規格等につ</p>

いては、政府共通の一定の基準が示されることが相当であり、かつ、これに基づく予算要求から設備設置までのプロセスには、相当の準備期間を要することが前提と考える。

※「施設設備」が部屋でなく、ロッカー程度で認められるときは、差し支えはない。

※防衛秘密の保護に関する訓令・・・「訓令」という。

運用が困難な規定 (訓令上の条項を記載)	運用が困難な理由
第10条	合同庁舎ないしPFI事業により整備された庁舎において、規程を制定した行政機関以外の者である他の行政機関やPFI事業者が「施設を管理する者」に該当することとなると、適切な措置を講ずることが困難になる場合が生じるおそれがある。
第11条等	「防衛秘密管理者の定めるところにより」とあり、局長等がこれに該当することになると思われるが、特定秘密の取扱いを行わない行政機関においては、あらかじめ定めるとは困難であるとも思われる。

2014 / 8 / 29

別紙1(内閣官房拉致問題対策本部事務局)

運用が困難な規定 (訓令上の条項を記載)	運用が困難な理由
第9条(立入禁止)	<p>特定秘密を取り扱う場所は、通常の執務室を兼ねざるを得ず、特定秘密の取扱いの業務に従事しない職員も出入りし、限定的ながら部外者の出入りも想定される。</p> <p>こうした中で、特定秘密を取り扱う場所において、特定秘密の取扱いの業務に従事する職員以外の者を一律に立入禁止とすることは現実的ではないと思料されるため。</p>
第12条(機器持込み制限)	<p>携帯型情報通信・記録機器の持ち込みについて、職員に対しては同条第3項のような規定により事前に許可を与えたとして、来訪者のみ当該機器の持ち込みを禁止することは、実効が担保されにくいため。</p> <p>実際のところ、当事務局で取り扱う特定秘密は、文書又は図画が想定されるため、盗見や接写の危険を防止する相応の措置を講じることで足り、携帯型情報通信・記録機器の持ち込みを一律に禁止する必要はないと考えられる。</p>
第30条(伝達の方法)	<p>内閣官房では、ごく一部の部署を除き、暗号の使用は一般的ではなく、防衛秘密のように暗号の使用を前提とした運用はなじまないと思料されるため。</p> <p>電気通信や電話による伝達は、安易な運用を避けるためにも、暗号化のための特別な設備等がある部署を除き、より厳格な制限が必要であると考えられる。</p>

2014/8/29

別紙1

運用が困難な規定 (訓令上の条項を記載)	運用が困難な理由
第9、10、11、 12、37、38条	農林水産省では、基本的に特定秘密を指定することを想定していないが提供を受ける可能性のある立場にある。しかし、いつ特定秘密の提供を受けるかわからない状況で、第37条に定めるように「三段式文字盤かぎのかかる金庫又は鋼鉄製の箱に保管しなければならない。」等の厳密な要件を満たす保管容器及びそれを有する区域施設を準備することが可能か、調整が必要。
第53条	農林水産省では、基本的に特定秘密を指定することを想定していないこともあり、防衛秘密の場合に比べて「秘密として指定されることが予想される」情報を事前に特定されることが困難。

2014/8/29

モデル規程案（草案）に対する取りあえずの意見  
(外務省)

1 モデル規程（草案）に係る意見を提出するに当たり、外務省として検討している特定秘密取扱システムの将来的なイメージについて情報共有したい（但し、法施行後直ちに移行できるものではなく、また、今後変更もあり得る点に留意願いたい）。

(1) 外務省が取り扱うこととなる特定秘密の代表的な形態は以下の 5つ。

- ア 公電
- イ 衛星秘密
- ウ 分析資料、対処方針等の文書（上記アを元にして作成することが少なくない）
- エ 暗号
- オ 他省庁から入手する特定秘密

(2) 外務省としては、既存の電信システムも活用しつつ、

職員が無理なく業務を遂行できる体

制を構築したいと考えている。

2 上記 1 の認識の下、取りあえずの意見として以下を提出する。

(1) 特定秘密指定管理簿、特定秘密文書等管理簿について

ア

現在、貴案においては、一つの文書等に一つの「文書等管理簿」を付けることが想定されているが、文書等が多数存在することもあり得るところ（特に当省の場合、関連公電が極めて多数存在するケースがあり得る）、「文書等管理簿」は「指定管理簿」のように一覧表となっていることが全体を把握し易い点で望ましい

イ 有効期間満了年月日については、特定秘密と特定秘密文書等とで異なる場合があり得るとの理解で間違いないか（例えば、「平成27年度中に入手したA国政府中枢の動向に係る内部情報」を有効期間5年で平成27年3月31日に特定秘密に指定した場合、当該特定秘密の有効期間は平成32年3月30日である一方、当該特定秘密に括られる平成28年3月31日付けの公電の有効期間は、平成33年3月30日ではなく平成32年3月30日となるのではないか。そうでないと、有効期間延長や解除の手続きを文書単位で行うこととなり、管理事務が著しく煩雑となる）。「指定管理簿」と「文書等管理簿」には、いずれにも有効期間満了年月日の記載欄があるが、この日付は「指定管理簿」の方に合わせるという理解で正しいか

ウ 「指定管理簿」の「指定の整理番号」と「文書等管理簿」の「登録番号」及び「一連番号」は「-（ハイフン）」等で繋げるなど、関連性がわかるようなものにしていただきたい。

エ [REDACTED] 主管課が特定秘密指定書（案）の「5 特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」に記載されている関係課室に [REDACTED]  
[REDACTED] これをその都度「文書等管理簿」に記載することは事務の繁雑を招くことに繋がる。  
[REDACTED] これで十分ではないかと考える。したがって、「文書等管理簿」において、送達先ごとに受領者氏名、年月日、返却期限・・・等の情報を記入するのは、他の行政機関に対してハードコピーで送達した場合に限るようにしていただきたい。

## （2）第8条について

防衛秘密等では「特定秘密管理者」（局長級）、「特定秘密管理者補」（課長級）、「保全責任者」（補佐級）の3段構成になっていると認識しているが、本条で2段構成としている理由はあるのか。

## （3）第12条について

当省は、[REDACTED] 携帯型機器の持込みが禁止される場合、緊急連絡を含む通常の執務の遂行に支障を来す。

(4) 第13条について

「スタンドアローンの電子計算機」「特定秘密を取り扱う者のみがアクセスできる措置が講じられたもの」の定義にもよるが、例えば、[REDACTED]  
[REDACTED]はこれに該当すると考えて問題ないか。

(5) 第18条について

交付・伝達に際しての「特定秘密管理者の承認」の詳細いかん。(防衛秘密ではそもそも文書作成時に許可が必要との立て付けになっていると理解している。作成時に「文書管理簿」に登録・決裁を得れば「交付・伝達可能」という理解で良いのか。作成時に加えて交付・伝達時も別途承認が必要となると全く機能しなくなる。)

(6) 第19条について

「認印を徴する」のみならずサイン又は電子的証明も含めるべき。また、公電の電磁的追配について上記(1)エのとおり。

(7) 第24条について

「三段式文字盤かぎのかかる金庫等施錠可能で十分な強度を有する保管庫」とあるが、「十分な強度」は具体的にどの程度か。保管庫を設置する施設の改修(床の補強等)まで必要なものであると、施行後直ちに実施することが困難。

(8) 第28条について

サード・パーティー・ルールを具現化した規定だと理解するが、例えば、緊急を要する特定秘密を友好国から入手し、関係国に共有する必要がある場合等に甚大な支障が生じる。外国との関係では第32条/第33条で足りると考える。

(了)

2014/8/29

海上保安庁

「モデル規程案（草案）の事前照会について（平成26年8月22日内閣官房特定秘密保護法施行準備室）」に関する意見等

【全体関連】

(質問1) 照会文書の第二段落目に、本モデル規程案（草案）については、各行政機関の協議が円滑になれるよう施行令案第17条に規定する特定秘密の提供に際しての協議事項を中心に規定することを基本的な考え方として作成している旨の記述がありますが、例えば、秘密指定の手続きに関する事項、適正評価に関する事項、国会報告のための手続に関する事項、内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監への報告手続に関する事項などについて、別途モデル規程を作成する予定があるか、ご教示願います。

(質問2) 本モデル規程の規定事項は、特定秘密の適切な保護のために各省庁において定めるべき必要最小限の規定と考えるべきものか、もしくは、あくまでモデルとして規程の一例を示すものか、本モデル規程の位置づけについてご教示願います。(各府省庁宛に「防秘訓令を適用した場合、運用が困難な規程」に係る照会もありましたが、義務規定となる場合、施行にむけた各種準備作業の量が変ってくる部分もあると思われます。)

【第2条（特定秘密の表示の方法）関連】

(質問3) 第2条第1項第1号にある「当該部分を明らかにしたうえで」とは、政令に定められた様式に加えて、どのような表示をする想定かご教示願います。

例えば、該当部分に下線を付して、「下線部は特定秘密」といった注釈を付すとか、文書の項目単位に記載（「～～〇〇は××である。「特定秘密」」）するといったイメージでよいでしょうか。

また、同項第3号には、「当該部分を明らかにしたうえで」との記載がありませんが、同項第1号との考え方の差異等ありましたらご教示願います。

【第2条、第5～7条関連】

(質問4) 施行令等と同じと思料される以下規定について、改めてモデル規程に規定する理由があれば、ご教示願います。

第2条第1項各号（施行令第5条第1項各号）

第4条第1項第1号（運用基準Ⅲ1(2)イ）

第4条第1項第2号は（施行令第8条第1項第1号）

第5条第1項第1号は（施行令第8条第2項及び運用基準Ⅲ1(2)ウ）

第5条第1項第2号は（施行令第8条第2項第2号）

第5条第1項第3号は（施行令第8条第2項第3号及び運用基準Ⅲ1(2)ウ）

第5条第2項前段（施行令第8条第1項第2号）  
第6条前段（施行令第9条第1項第1号）  
第7条第2項前段（施行令第11条第1項第2号）

**【第3条第1項、第5条第2項及び第6条関連】**

(質問5) 各種通知の様式については、モデル規程において統一的な様式を定めたほうが、円滑な運用が図られるものと思料されます。

例えば、複数の省庁から特定秘密の提供を受けている省庁が仮にあった場合、指定期間の延長や指定有効期間満了に係る通知は、省庁毎に異なる様式で通知されるよりも、統一された様式で通知されるほうが、運用は円滑に行われると考えられます。

**【第8条（特定秘密管理者）関連】**

(質問6) モデル規程を作成するに当たって参考にしていると思料される防秘訓令では、防衛秘密管理者、防衛秘密管理者補及び保全責任者の体制となっていますが、当モデル規程では、特定秘密管理者及び保全責任者の体制となっています。その理由について、ご教示願います。

また、特定秘密管理者は、運用基準Ⅱ2において官房長、局長、部長クラス等とされていますが、保全責任者として想定しているクラスがあれば、ご教示願います。

**【その他】**

(質問7) 防秘訓令第23条において「登録番号等の表示等」の規定がありますが、特定秘密に関しても同様の措置をとるほうが特定秘密の保護が図られるものと思料されます。当該規定をモデル規程において定める想定はあるのでしょうか。

(質問8) 防秘訓令第41条（回収）の規定は、モデル規程において規定する想定はあるのでしょうか。

2014/8/29

別紙1 (国家安全保障局)

運用が困難な規定 (訓令上の条項を記載)	運用が困難な理由
第13条第2項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国家安全保障局には、高度のセキュリティ措置を講じた情報システムが整備されており、原則として可搬記憶媒体に格納する必要性に乏しい。</li><li>○ 原則として可搬記憶媒体に格納することにより、紛失のおそれが増えるとも考えられる。</li></ul>
第28条第3項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 行政文書ファイルに登録されている行政文書の「返却」の要領については、統一的な指針が必要になると考えられる。</li></ul>
第29条第1項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 外部への交付・伝達について、行政機関の長の承認とするのは、手続が煩雑ではないか。いわゆる専決は認められるのか。</li></ul>
第29条第2項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「別に定めるところ」の内容が分からぬいため、判断できない。</li></ul>
第29条第4項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 行政文書ファイルに登録されている行政文書の「返却」の要領については、統一的な指針が必要になると考えられる。</li></ul>
第30条第2項・第3項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「所定の暗号」は、どの程度の強度の暗号か。</li></ul>
第32条第2項ただし書	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 郵送したことにより漏えいした場合の取扱いはどうなるのか。</li></ul>
第40条	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 防衛秘密管理者の定める簿冊は、電磁的記録も許容されるのか。</li></ul>
第40条の2第2項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 閲覧簿への記録を省略できる範囲は、どの程度の範囲まで許容されるのか。</li></ul>
第41条	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 行政文書ファイルに登録されている行政文書の「回収」</li></ul>

	の要領については、統一的な指針が必要になると考えられる。
第42条第1項	○ 行政文書ファイルに登録されている行政文書の「返却」の要領については、統一的な指針が必要になると考えられる。
第42条第2項	○ どのような場合が想定されているのか。
第43条	○ 行政文書ファイルに登録されている行政文書の「廃棄」を想定した規定に改める必要がある。
第54条	○ 「常に協議し、調整する」とはどのようなことが求められるのか。

NSS

2014/8/29

モデル規程案条項等	意見等
第2条第1項第1号後段	複数枚の文書の特定の1ページのみに特定秘密である情報が記録されている場合には、当該ページのみに表示をする（1枚目にはしない）という趣旨か。
第4条第2号	公文書管理法の適用を受ける電磁的記録である行政文書の内容について、痕跡を残さずに電磁的記録を修正しても問題はないか。
第9条第3項	努力義務でよいのか。
第13条第1項	「特定秘密を取り扱う者のみがアクセスできる措置」とあるが、アクセスの対象は、「特定秘密を記録する電磁的記録」であって電子計算機ではないと解してよいか。
第13条第4項、第22条、 第24条第2項、第27条	「暗号」の強度に関する基準はあるのか。
第14条	特定秘密文書等の取扱いを管理する簿冊は、電磁的記録も許容されるのか。
第15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定秘密文書等について、「移管」が行われる場合はどういう場合か。</li> <li>○ 「交付」と「送達」（簿冊）の相違について教示願いたい。</li> </ul>
第17条第2項	「できない」又は「不適当」として想定されているのはどのような場合か。
第18条	交付又は伝達の対象は、他の特定秘密管理者ということによいか。
第19条	「特定秘密の保護上支障がない」と認めてよい場合はどういう場合か。万が一郵送中の事故により漏えいした場合には「特定秘密保護上の支障がない」と認めたことによる責を負うことになるのか。

## RE:【特定秘密保護法関係】行政機関の長が定める規程の照会について

山田侑磨

送信日時: 2014年8月29日 13:24

宛先： 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: 村田秀樹 別府博幸 難波明美

撫養様

お世話になっております。財務省大臣官房文書課の山田と申します。

モデル規程案作成に当たっての事前照会について、当省において、困難な規定はない旨、回答いたします。よろしくお願い申し上げます。

山田 拝

\*\*\*\*\*

財務省 大臣官房文書課 審査第二係

山田 侑磨

〒100-8940 千代田区霞ヶ関3-1-1

TEL: 03-3581-4111 (内線: [REDACTED])

夜間直通)

MAIL :

\*\*\*\*\* [REDACTED] \*\*\*\*\*

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [mailto: [REDACTED]]

Sent: Thursday, August 07, 2014 3:59 PM

To:

明用傳步

山田信磨：浅見万葉：池田雄哉：

CCS

Subject: 【特定秘密保護法関係】行政機関の長が定める規程の照会について

関係省庁 各位

お世話になっています。

添付のとおり照会しますのでお忙しいところ恐縮ですが対応をお願いします。

無題

【確認願い】特定秘密保護法施行令第22条の規定振りについて

内調職員049（内閣情報調査室）

送信日時：2014年8月29日 17:29

宛先：柳沼 朋弘 [REDACTED]

添付ファイル：政令案（第22条抜粋）.jtd (89 KB) ; 用例集.jtd (58 KB) ; 説明資料  
(降給の事由).jtd (39 KB) ; パブコメにかけた政令案.pdf (193 KB) ; 逐条解説（未  
定稿）（法第16条部分抜粋）.docx (34 KB)

総務省・柳沼様

お世話になっております。

標記に関しまして、現在の施行令案第22条において、法第16条第1項の規定に基づき、適性評価の調査の結果の目的外利用の禁止の適用を受けない場合について規定しており、貴省との関係では

具体的には、「地方公務員法第27条第2項の規定に基づく条例で定める休職若しくは降給の自由」及び「同法第29条の2第2項の規定に基づく条例で定める降任若しくは免職の事由」を規定させて降りますが、地方公務員法上、職員の分限及び懲戒の事由のうち、条例等に委任されているものが上記の2例で間違いないかどうか、念のため確認していただきたいと思っておりますところ、大変恐縮ではございますが、担当部局に、現在の条文の規定振りで漏れがないか確認いただければ幸いです。

宜しくお願ひいたします。

[REDACTED] 様

---

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

〒100-8968 千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111(内線)

直通：[REDACTED]

E-mail：[REDACTED]

---

特定秘密の保護に関する法律施行令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）第二条第五号、第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第五項及び第七項、第五条第一項、第三項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第十一条第一項第一号、第十一条第七号、第十二条第一項及び第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項ただし書、第十七条並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 特定秘密の指定等

第一節 特定秘密の指定（第二条—第七条）

第二節 指定の有効期間及び解除（第八条—第十一條）

### 第三節 特定秘密の保護措置（第十二条—第十五条）

#### 第三章 特定秘密の提供（第十六条—第十八条）

#### 第四章 適性評価等（第十九条—第二十三条）

#### 附則

##### 第一章 総則

（法第二条第五号の政令で定める特別の機関）

第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、  
検察庁とする。

##### 第二章 特定秘密の指定等

###### 第一節 特定秘密の指定

（法第三条第一項の政令で定める者）

第二条 法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 最高検察庁にあつては、検事総長

- 二 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
  - 三 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
  - 四 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正
- (法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長)
- 第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。
- 一 法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長
  - 二 法第二条第一号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院
  - 三 前条各号に掲げる者
- (指定に関する記録の作成)

第四条 法第三条第二項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第十八条第一項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第三条第一項の規定による指定（以下単に「指定」といいう。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
  - 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
  - 三 指定に係る特定秘密の概要
  - 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第一号イからヌまで、第二号イからホまで、第三号イからニまで又は第四号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
  - 五 法第三条第二項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
  - 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項
- （特定秘密の表示の方法）

第五条 法第三条第二項第一号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第一様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。

三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第一様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これら

に準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

#### （通知の方法）

第六条 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項（同条第二号に掲げる事項にあつては、指定の有効期間が満了する年月日に限る。第十二条第三項において同じ。）を記載した書面により行うものとする。

#### （法第三条第三項の規定により講じた措置の記録）

第七条 行政機関の長（法第三条第一項本文に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）は、同条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。

#### 第二節 指定の有効期間及び解除

##### （指定の有効期間の満了に伴う措置）

第八条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあつては、延長後の

有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であつた情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする）をした上で、指定有効期間満了表示すること。

二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

た者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 前項第一号に規定する「指定有効期間満了表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応

じ、当該各号に定めるところによりする指定の有効期間が満了した旨の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をいう。

一 特定秘密であつた情報を記録する文書又は図画 別記第二様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密であつた情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第二様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。

三 特定秘密であつた情報を記録し、又は化体する物件 別記第二様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができときは、当該表示は、当該部分にすること。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第九条 行政機関の長は、法第四条第二項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の

規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第四条第四項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又是記録すること。

(内閣に特定秘密を提示する場合の措置)

第十条 法第四条第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見ることができないような運搬容器に特

定秘密文書等を収納し、施錠した上で、行政機関の長が当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員のうちから指名するものに当該運搬容器を携行させることとする。

(指定の解除に伴う措置)

第十一条 行政機関の長は、法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 前項第一号に規定する「指定解除表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりする指定を解除した旨の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をいう。

一 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 別記第三様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密であつた情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第三様式の「特定秘密指定解除」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。

三 特定秘密であつた情報を記録し、又は化体する物件 別記第三様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるのは、当該表示は、当該部分にすること。

### 第三節 特定秘密の保護措置

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第十二条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- 四 法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者の中からの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
- 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 七 前二号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限

八 特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十八条第八号において同じ。）の方法の制限

九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置

十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置

2 法第五条第一項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。

3 法第五条第二項又は第四項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（都道府県警察による特定秘密の保護措置）

第十三条 法第五条第三項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第二十条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

- 一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置
- 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第八条第二項に規定する指定有効期間満了表示（第十五条第一項第二号イ及び第十七条第二号イにおいて単に「指定有効期間満了表示」という。）をすること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

- (1) 法第五条第三項後段の規定により当該警察本部長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者
- (2) 法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者
- 三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該

指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第十一条第二項に規定する指定解除表示（第十五条第一項第四号イ及び第十七条第四号イにおいて単に「指定解除表示」という。）をすること。

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

2 前項の規定は、法第七条第二項において準用する法第五条第三項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であつて当該都道府県警察において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号ロ(1)中「第五条第三項後段」とあるのは「第七条第二項において準用する法第五条第三項後段」と読み替えるものとする。

（適合事業者に関する基準）

第十四条 法第五条第四項の政令で定める基準は、第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従つてこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとする。

一 代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第一項第五号において単に「従業者」という。）に対する特定秘密の保護に関する教育

二 法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる人とされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定

（適合事業者による特定秘密の保護措置）

第十五条 法第五条第五項の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二　当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示すること。

ロ　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1)　法第五条第六項の規定により当該適合事業者から前号に掲げる措置（法第三条第二項第一号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2)　法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者

三　当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該

指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四　当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

五 当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第十二条第一項第三号に規定する事情があると認められた場合における当該特定秘密の指定をした行政機関の長に対する報告その他の措置

2 前項の規定は、法第八条第二項において準用する法第五条第五項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であつて当該適合事業者において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第一号ロ(1)中「第五条第六項」とあるのは「第八条第二項において準用する法第五条第六項」と、同項第五号中「指定」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

### 第三章 特定秘密の提供

#### (提供の際の通知)

第十六条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定

により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知するものとする。

(他の行政機関による特定秘密の保護措置)

第十七条 法第六条第二項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第十二条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等であつて当該他の行政機関において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号に掲げる措置

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1) 法第六条第三項の規定により当該他の行政機関の長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号口(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ 第二号口(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

第十八条 法第十条第一項第一号の政令で定める措置は、同条（同号（イに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

一 当該特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）又は通知であつて、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内するもの的方法を定めること。

二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

三 当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること。

四 当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。

五 当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。

六 当該特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。

七 前号に掲げるもののほか、当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管

、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。

八 当該特定秘密の伝達の方法を制限すること。

九 当該特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること。

十 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供を

した者に対する報告の方法を定めること。

#### 第四章 適性評価等

(適性評価を受けることを要しない者)

第十九条 法第十一条第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国家公安委員会委員
- 二 公安審査委員会の委員長及び委員
- 三 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 四 都道府県公安委員会委員

(適性評価の実施の方法)

第二十条 行政機関の長又は警察本部長は、法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価の実施に当たつては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票を交付し、これらの事項についての記載を求めるほか、運用基準で定めるところにより、同項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うものとする。

（評価対象者に対する告知等）

第二十一条 法第十二条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。

（国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由）

第二十二条 法第十六条第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任、免職若しくは降給の事由、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第六十三条の規定による降任若しくは免職の事由又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項の規定に基づく条例で定める休職若しくは降給の事由若しくは同法第二十九条の二第二項の規定に基づく条例で定める降任若しくは免職の事由とする。

（権限又は事務の委任）

第二十三条 行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものと、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣にあっては、自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委

任した者）に委任することができる。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

### （経過措置）

第二条 法附則第二条の政令で定める日の前日までの間においては、第十二条第一項第四号及び第十四条第二号の規定の適用については、これらの規定中「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる」とされる者のうちからの「特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とする。

### （自衛隊法施行令の一部改正）

第三条 自衛隊法施行令の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節 防衛秘密（第一百十

三条の二十一第一百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

## 第六章 自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第一百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

(自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に法附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件について前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（以下この条において「旧自衛隊法施行令」という。）第一百十三条の八の規定により防衛秘密管理者が講じた防衛秘密の表示をする措置は、施行日において防衛大臣が当該情報に係る特定秘密文書等についてした特定秘密表示とみなす。

2 施行日前に旧自衛隊法施行令第一百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日の前日において当該行政機関が現に保有するものは、施行

日において防衛大臣が法第六条第一項の規定により当該行政機関に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく」とする。

3 この政令の施行の際現に効力を有する防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業としている者については、当該契約が終了する日又は法附則第二条の政令で定める日の前日のいずれか早いまでの間は、その者を法第八条第一項に規定する適合事業者と、当該契約を同項に規定する契約とみなして、同項及び同条第二項（法第五条第六項の規定の準用に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4 施行日前に旧自衛隊法施行令第一百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が前項に規定する者に対し交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日の前日においてその者が現に保有するものは、施行日において防衛大臣が同項の規定によりみなして適用される法第八条第一項の規定によりその者に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。

(内閣官房組織令の一部改正)

第五条 内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

一 内閣の重要な政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要な政策に係るものとの連絡調整に関する事務を含む。）

二 次に掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報室においてつかさどるものを除く。）

- イ 内閣の重要な政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ロ 閣議に係る重要な事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ハ 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案

並びに総合調整に関する事務

別記第一様式（第五条関係）

特 定 秘 密

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第二様式（第八条関係）

特 定 秘 密 指 定  
有 効 期 間 滿 了

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第三様式（第十一條関係）

特指	定定	秘解	密除
----	----	----	----

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

## 理 由

特定秘密の保護に関する法律の施行に伴い、特定秘密の表示の方法、指定の有効期間の満了に伴う措置、行政機関の長による特定秘密の保護措置、適性評価の実施の方法等を定める必要があるからである。

【第二十二条関係】  
・「降給の事由」の例

○警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）

附則

（警察職員の給与に関する経過措置）

6 法附則第十五項の規定による手当（以下本項中「調整手当」という。）の支給に関する条例の基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）
- 二 調整手当が支給されることとなつた地方警察職員について、法の施行の日以後降格、降給、減給、俸給表間の異動、給与の改訂等の事由に基き、その者の俸給月額が減少した場合には、その者に対する調整手当の支給に関しては、「これらの事由に基く俸給月額の減少がなかつたものとする」と。
- 三 （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）

（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、職し、免職し、その他これに對しいちじるしく不利益な処分を行ひ、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

②  
③  
（略）

平成26年8月 日  
内閣官房特定秘密保護法施行準備室

## 政令案第22条の規定の修正について（「人事院規則で定める降給の事由」の追加）

法第16条第1項ただし書は、適性評価の実施に当たって取得する個人情報等を特定秘密の保護以外の目的のために利用・提供できる場合として、法律で定められている欠格事由、分限事由又は懲戒事由を列記しており、これらに準ずるものとして政令で定めるものとして、政令案第22条においては、国家公務員たる臨時的職員及び条件付採用期間中の職員については、人事院規則及び自衛隊法施行令で定める降任又は免職の事由を規定している。

これらの事由のほか、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条第2項の規定に基づく人事院規則として、人事院規則11-10（職員の降給）（平成21年人事院規則）第6条において、臨時的職員及び条件付き採用期間中の職員の降給の事由について規定しており、この事由についても法第16条第1項ただし書の適用を可能とする必要があるため、政令案第22条に「人事院規則で定める降給の事由」についても規定することとする。

### 【参照条文】

#### ○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄） (身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

#### (適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限（定年に係るものと除く。次項において同じ。）については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定は、適用しない。

#### 一 臨時的職員

#### 二 条件付採用期間中の職員

② 前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項

を定めることができる。

○人事院規則―――〇（職員の降給）（平成二十一年人事院規則―――〇）（抄）

（降給の種類）

第三条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降格の事由）

第四条 各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、各庁の長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

イ 職員の能力評価又は業績評価の人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語が最下位の段階である場合（次条及び第六条第一項第一号イにおいて「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないとあって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

ロ 各庁の長が指定する医師二名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ハ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないと。

二 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の給与法第八条第一項又は第二項の規定による定数に不足が生じた場合

（降号の事由）

第五条 各庁の長は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である

場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(臨時の職員又は条件付採用期間中の職員の特例)

第六条 各庁の長は、臨時の職員又は条件付採用期間中の職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、いつでもこれらの職員を降格することができる。

一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

イ 職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合（条件付採用期間中の職員にあっては、当該職員の特別評価の人事評価政令第十八条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第十六条第一項に規定する全体評語が下位の段階である場合。次項において同じ。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

ロ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかである場合

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、客観的事実に基づいてその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

二 第四条第二号に掲げる事由

2 各庁の長は、臨時の職員又は条件付採用期間中の職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、必要があると認めるときは、いつでもこれらの職員を降号することができる。

## 政令第 号

## 特定秘密の保護に関する法律施行令（素案）

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）第二条第五号、第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第五項及び第七項、第五条第一項、第三項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第十一条第一項第一号、第十一条第七号、第十二条第一項及び第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項ただし書、第十七条並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

## 目次

## 第一章 総則（第一条）

## 第二章 特定秘密の指定等

## 第一節 特定秘密の指定（第二条—第七条）

## 第二節 指定の有効期間及び解除（第八条—第十一條）

第三節 特定秘密の保護措置（第十二条——第十五条）

第三章 特定秘密の提供（第十六条——第十八条）

第四章 適性評価等（第十九条——第二十三条）

附則

第一章 総則

（法第二条第五号の政令で定める特別の機関）

第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、  
検察庁とする。

第二章 特定秘密の指定等

第一節 特定秘密の指定

（法第三条第一項の政令で定める者）

第二条 法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 最高検察庁にあつては、検事総長

- 二 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 三 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 四 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

(法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長)

第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

一 法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長

二 法第二条第一号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院

三 前条各号に掲げる者

(指定に関する記録の作成)

第四条 法第三条第二項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第十八条第一項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第三条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
  - 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
  - 三 指定に係る特定秘密の概要
  - 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第一号イからヌまで、第二号イからホまで、第三号イからニまで又は第四号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
  - 五 法第三条第二項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
  - 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項
- （特定秘密の表示の方法）

第五条 法第三条第二項第一号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第一様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報をおもに記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。

三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第一様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これら

に準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

(通知の方法)

第六条 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第四条第一号及び第三号に掲げる事項（同条第二号に掲げる事項にあつては、指定の有効期間が満了する年月日に限る。第十二条第三項において同じ。）を記載した書面により行うものとする。

(法第三条第三項の規定により講じた措置の記録)

第七条 行政機関の長（法第三条第一項本文に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）は、同条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。

第二節 指定の有効期間及び解除

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第八条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあつては、延長後の

有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする）をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 前項第一号に規定する「指定有効期間満了表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応

じ、当該各号に定めるところによりする指定の有効期間が満了した旨の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をいう。

一 特定秘密であつた情報を記録する文書又は図画 別記第二様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密であつた情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第二様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠と共に認識することができるようにしてすること。

三 特定秘密であつた情報を記録し、又は化体する物件 別記第二様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第九条 行政機関の長は、法第四条第二項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第四条第四項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

(内閣に特定秘密を提示する場合の措置)

第十条 法第四条第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見ることができないような運搬容器に特

定秘密文書等を収納し、施錠した上で、行政機関の長が当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員のうちから指名するものに当該運搬容器を携行させることとする。

(指定の解除に伴う措置)

第十一条 行政機関の長は、法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。
  - イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者
- ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 三 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 前項第一号に規定する「指定解除表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりする指定を解除した旨の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をいう。

一 特定秘密であつた情報を記録する文書又は図画 別記第三様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密であつた情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第三様式の「特定秘密指定解除」の文字及び枠と共に認識するようによること。

三 特定秘密であつた情報を記録し、又は化体する物件 別記第三様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるのは、当該表示は、当該部分にすること。

### 第三節 特定秘密の保護措置

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第十二条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- 四 法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者の中からの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
- 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 七 前二号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限

八 特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十八条第八号において同じ。）の方法の制限

九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方による特定秘密文書等の廃棄

十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置

十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置

2 法第五条第一項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。

3 法第五条第二項又は第四項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（都道府県警察による特定秘密の保護措置）

第十三条 法第五条第三項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第二十条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

- 一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置
- 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第八条第二項に規定する指定有効期間満了表示（第十五条第一項第二号イ及び第十七条第二号イにおいて単に「指定有効期間満了表示」という。）をすること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

- (1) 法第五条第三項後段の規定により当該警察本部長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者
- (2) 法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者

- 三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該

指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第十一条第二項に規定する指定解除表示（第十五条第一項第四号イ及び第十七条第四号イにおいて単に「指定解除表示」という。）をすること。

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

2 前項の規定は、法第七条第二項において準用する法第五条第三項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であつて当該都道府県警察において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号ロ(1)中「第五条第三項後段」とあるのは「第七条第二項において準用する法第五条第三項後段」と読み替えるものとする。

## (適合事業者に関する基準)

第十四条 法第五条第四項の政令で定める基準は、第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従つてこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとする。

一 代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第一項第五号において単に「従業者」という。）に対する特定秘密の保護に関する教育

二 法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる」ととされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定

## (適合事業者による特定秘密の保護措置)

第十五条 法第五条第五項の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1) 法第五条第六項の規定により当該適合事業者から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2) 法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

口 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知する」と。

五 当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第十二条第一項第三号に規定する事情があると認められた場合における当該特定秘密の指定をした行政機関の長に対する報告その他の措置

2 前項の規定は、法第八条第二項において準用する法第五条第五項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であつて当該適合事業者において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号ロ(1)中「第五条第六項」とあるのは「第八条第二項において準用する法第五条第六項」と、同項第五号中「指定」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

### 第三章 特定秘密の提供

(提供の際の通知)

第十六条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定

により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知するものとする。

(他の行政機関による特定秘密の保護措置)

第十七条 法第六条第二項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第十二条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

- 一 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等であつて当該他の行政機関において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号に掲げる措置
- 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置
- イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

- (1) 法第六条第三項の規定により当該他の行政機関の長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号口(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

第十八条 法第十条第一項第一号の政令で定める措置は、同条（同号（イに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

- 一 当該特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であつて、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内とするもの的方法を定めること。
- 二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。
- 三 当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること。
- 四 当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。
- 五 当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。
- 六 当該特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。
- 七 前号に掲げるもののほか、当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。
- 八 当該特定秘密の伝達の方法を制限すること。
- 九 当該特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること。
- 十 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供を

した者に対する報告の方法を定めること。

#### 第四章 適性評価等

(適性評価を受けることを要しない者)

第十九条 法第十一条第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国家公安委員会委員
- 二 公安審査委員会の委員長及び委員
- 三 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 四 都道府県公安委員会委員

(適性評価の実施の方法)

第二十条 行政機関の長又は警察本部長は、法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価の実施に当たつては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票を交付し、これらの事項についての記載を求めるほか、運用基準で定めるところにより、同項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うものとする。

(評価対象者に対する告知等)

第二十一条 法第十二条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。

(国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由)

第二十二条 法第十六条第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第八十一条第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任若しくは免職の事由、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第六十三条の規定による降任若しくは免職の事由又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項の規定に基づく条例で定める休職若しくは降給の事由若しくは同法第二十九条の二第二項の規定に基づく条例で定める降任若しくは免職の事由とする。

(権限又は事務の委任)

第二十三条 行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものと、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣にあつては、自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委

任した者)に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 法附則第二条の政令で定める日の前日までの間においては、第十二条第一項第四号及び第十四条第二号の規定の適用については、これらの規定中「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる」ととされる者の中からの「特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とする。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第三条 自衛隊法施行令の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節 防衛秘密（第一百三十条の二—第一百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

## 第六章 自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第一百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

(自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に法附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件について前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（以下この条において「旧自衛隊法施行令」という。）第一百十三条の八の規定により防衛秘密管理者が講じた防衛秘密の表示をする措置は、施行日において防衛大臣が当該情報に係る特定秘密文書等についてした特定秘密表示とみなす。

2 施行日前に旧自衛隊法施行令第一百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日の前日において当該行政機関が現に保有するものは、施行

日において防衛大臣が法第六条第一項の規定により当該行政機関に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく」とする。

3 この政令の施行の際現に効力を有する防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業としている者については、当該契約が終了する日又は法附則第二条の政令で定める日の前日のいずれか早い日までの間は、その者を法第八条第一項に規定する適合事業者と、当該契約を同項に規定する契約とみなして、同項及び同条第二項（法第五条第六項の規定の準用に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4 施行日前に旧自衛隊法施行令第百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が前項に規定する者に対し交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日の前日においてその者が現に保有するものは、施行日において防衛大臣が同項の規定によりみなして適用される法第八条第一項の規定によりその者に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。

(内閣官房組織令の一部改正)

第五条 内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

一 内閣の重要な政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要な政策に係るものとの連絡調整に関する事務を含む。）

二 次に掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報室においてつかさどるものを除く。）

イ 内閣の重要な政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務  
ロ 閣議に係る重要な事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ハ 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務  
ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案

別記第一様式（第五条関係）

並びに総合調整に関する事務

特 定 秘 密

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第二様式（第八条関係）

特 定 秘 密 指 定  
有 効 期 間 滿 了

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第三様式（第十一条関係）

特指	定定	秘解	密除
----	----	----	----

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

理 由

特定秘密の保護に関する法律の施行に伴い、特定秘密の表示の方法、指定の有効期間の満了に伴う措置、行政機関の長による特定秘密の保護措置、適性評価の実施の方法等を定める必要があるからである。

平成 26 年 7 月 16 日現在

# 特定秘密の保護に関する法律

【逐条解説】

(未定稿)

内閣官房  
特定秘密保護法施行準備室

## 第16条 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限

(適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限)

第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 1 趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長が、特定秘密の保護以外の目的のために、一定の場合を除き、適性評価の結果や適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨、適合事業者及び派遣元事業主が、特定秘密の保護以外の目的のために、行政機関の長から通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

## 2 内容

(1) 第1項「特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。」

第1項は、行政機関の長及び警察本部長が、特定秘密の保護以外の目的のために、本法又は政令で定める場合を除き、適性評価に関する個人情報を、自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めている。

行政機関個人情報保護法第8条第1項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第2項において、例えば、「行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。

適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに関わるものを含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、上記のように例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は自分の個人情報が、特定秘密の保護以外の目的のために、例えば人事評価等において利用・提供されるのではないかといった懸念を払拭できず、適性

評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感を抱くおそれがある。また、こうしたプライバシーに関する情報を取得して行う適性評価の実施について同意をしなかったこと又はこのような情報を取得した上で評価した適性評価の結果についても、目的外の利用・提供が認められれば同様の懸念が生じる。

そこで、本法においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報等について、行政機関個人情報保護法第8条第2項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、特定秘密の保護以外の目的での利用・提供を禁止することとしており、本項は、行政機関個人情報保護法第8条第2項の特則と位置付けられる。

ただし、適性評価において調査する事項には、国家公務員法等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価のために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。仮に、このような情報を、懲戒処分等のために利用・提供することも禁止することとした場合、行政機関の長及び警察本部長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって、本項又は本項に基づく政令に列挙する懲戒処分等に該当する疑いが生じたときに限って、個人情報の利用・提供が例外的に認められている。

なお、本項は、行政機関個人情報保護法第8条第2項の特則であり、同条第1項に規定する「法令に基づく場合」には、利用目的以外の保有個人情報の利用・提供が可能であることに留意する必要がある。また、本項の対象となる個人情報は、適性評価の実施に当たって取得する個人情報であり、行政機関の長が適性評価の実施以前から保有していた人事管理のための情報等はこれに含まれない。

**(2) 第2項「適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。」**

第2項は、適合事業者及び派遣元事業主が、特定秘密の保護以外の目的で、適性評価の結果等を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めている。

第13条第2項及び第3項の規定により、適合事業者や派遣元事業主は、

適性評価の結果や適性評価の実施に同意をしなかったことが通知されるととなるが、これらの情報について目的外の利用・提供が可能となれば、評価対象者が適性評価制度自体に対して不信感・不安感を抱くおそれがあることは前述のとおりであり、適合事業者及び派遣元事業主においてもこれを慎重に取り扱う必要がある。このため、本項では、適合事業者や派遣元事業主が適性評価の結果等を特定秘密の保護以外の目的のために利用・提供することを禁止している。

## 【18. 特定秘密保護法関連】

## 問116.なぜ特定秘密保護法を制定したのか。(内閣官房(内調))

(答)

1. 我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。これは、昨年1月にアルジェリアで10名の日本人が犠牲となった人質事件等から明らかである。このような状況下で我が国と国民の安全を確保していくためには、関係国との間、あるいは政府部内において、安全保障に関する秘匿性の高い情報の共有と活用を促進していく必要がある。この点、日本のパートナーの多くは、既に国家秘密の保護についての法律を整備している。
2. しかしながら、我が国においては、これまで、防衛分野以外の安全保障に関する秘密について、単に「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。」旨規定した、国家公務員法に基づく公務員の一般的な守秘義務の定めしか法的なルールがなかった。国家公務員法第100条第1項を含む章は、公共の福祉や法令遵守等について規定する、公務員の服務に関する章であり、その趣旨は秘密の保護ではない。また、秘密の保護措置や適性評価等の秘密の管理について規定する法律は存在しなかった。
3. 国家公務員法第100条第1項に違反した場合の罰則が最大でも1年の懲役である点についても留意すべきである。これは、諸外国における安全保障に関する法律で規定されている罰則に比べ極端に緩いものである。また、営業秘密を不正に開示する行為については、不正競争防止法により10年以下の懲役に処されることとなっており、これとも異なるものである。このため現状では、営業秘密の不正開示では10年以下の懲役に処されるのに対し、国民の生命に影響を及ぼすおそれのある安全保障に関する秘匿性の高い情報の漏えいは、1年以下の懲役にしか処されない。
4. 関係国との間で秘匿性の高い情報のやり取りをするためには、我が国においても安全保障に関する情報の保全のルールを法律で定め、我が国の情報保全に対する関係国からの信頼を高める必要がある。本法の制定は、このような目的を達成するためのものである。
5. 本法は、特定秘密の指定の要件を厳密に定義し、国会や外部の有識者の関与を含めた監視体制を通じ、行政機関による恣意的な運用を防ぐための重層的な仕組みを設けることにより、特定秘密の保護に関する明確な法的ルールを導入することを再度強調しておきたい。本法により、国家秘密に関する既存の法的枠組みに比べ、行政機関における秘匿性の高い情報の扱いについて客観性と透明性が高まることになる。

問 117 特定秘密保護法第12条の適性評価の調査事項に、評価対象者の家族及び同居人の国籍（過去に有していた国籍を含む。）が含まれていることは、人種差別ではないか。（内閣官房（内調）、外務省）

（答）

1. 人種差別撤廃条約第1条1は、同条約上の人種差別を「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく」ものとしているが、適性評価制度において、これらの事項を調査事項としておらず、人種差別撤廃条約には違反しない。
2. また、人種差別撤廃条約は、第1条2において、締約国が行う国籍の有無に基づく区別等は本条約の適用外であるとの趣旨を明確にしており、この点からも本評価制度は、同条約に反するものとはならないと考えている。

（参考）人種差別撤廃条約

第1条1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場で人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

第1条2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。

（更に、国籍を調査することは人種差別になるのではないかと問われた場合）

- 1 家族、同居人の国籍を調査する理由は、評価対象者の直近の家族や同居人は評価対象者と密接な関係があることから、その家族等に外国籍の者がいる場合には、外国の情報機関等が当該評価対象者に情報提供を働きかける可能性も否定できないためである。
- 2 しかしながら、適性評価は、テロリズムとの関係に関する事項、犯罪の経歴に関する事項等、特定秘密の保護に関する法律第12条第2項の第1号から第7号までに掲げる事項についての調査結果を総合して判断するものであって、国籍のみをもって、特定秘密を漏らすおそれの有無を判断するわけではない。
- 3 なお、諸外国の適性評価においても、家族等の国籍を調査しているものと承知している。